

認定特定非営利活動法人ローンボウルズ日本

役員候補者選考委員会規定

(目的)

第1条 この規定は、認定特定非営利活動法人ローンボウルズ日本(以下「本法人」という。)の役員候補者選考委員会の設置に関し必要な事項を定め、且つその運営の円滑化を図ることを目的とする。

(任務)

第2条 役員候補者選考委員会は、定款第14条第1項に定めるところの理事および監事(以下「役員」という。)の総会での選任に先立ち、その候補者を選考し総会に推薦することを任務とする。

2 役員候補者選考委員会は、定款第14条第2項に定めるところの会長、理事長および副理事長の理事会での互選に先立ち、その候補者を選考し理事会に推薦することを任務とする。

3 総会での役員の選任および理事会での会長、理事長および副理事長での互選に際しては、役員候補者選考委員会から推薦された候補者以外の者が候補者として立候補することを妨げるものではない。

(構成)

第3条 役員候補者選考委員会の委員は、理事長が役員の中から4名以上 10名以内を選考して任命する。

2 理事長は、役員等の選任が行われる総会および理事会の開催の2か月前には役員候補者選考委員会の委員を任命するものとする。

3 役員候補者選考委員会の議長は、委員の互選により決定する。

4 役員候補者選考委員会の委員および議長の名前は公表しないものとする。

(選考方法)

第4条 役員候補者選考委員会は、次の手順に従って役員候補者を選考する。

(1) 内部理事については、団体正会員からの推薦者をもって候補者とする。

団体構成員の人数が19名以下の団体正会員は1名の推薦者を出す。

団体構成員の人数が20名以上の団体正会員は2名の推薦者を出す。

(2) 外部理事については、会員以外の有識者(学識経験者、他団体の役員等)をもって候補者とする。

理事総数の25%以上が外部理事となることを目標とする。

(3) 理事総数の40%以上が女性理事となることを目標とする。

- (4) 理事の再任はこれを妨げないが、理事の在任期間が連続して10年を超えることはないようにする。ただし余人をもって代え難い職務に就く場合は理事会の承認により10年を超える在任を認めるものとする。
 - (5) 理事に新任する者の年齢は80歳以上であってはならないものとする。
 - (6) 監事は、行政担当監事1名および財政担当監事1名の2名とする。
 - (7) 監事は、会員内外を問わず適任者を選考するものとする。
会員内から選考する場合は、役職員経験者であるものとする。
財政担当監事は会計実務等に精通している者であるものとする。
- 2 役員候補者選考委員会は、次の手順に従って会長、理事長および副理事長の候補者を選考する。
- (1) 会長、理事長および副理事長の候補者は、本法人の発展に向けて誠心誠意努める者であるものとする。
 - (2) 副理事長候補者は、専門部長あるいは部員等の経験者である者が望ましい。
 - (3) 理事長候補者は、副理事長等の経験者である者が望ましい。
 - (4) 会長は、理事長等の経験者である者が望ましい。

(候補者名簿および議事録の作成)

第5条 役員選考委員会の議長は、議事終了後速やかに役員候補者名簿および議事録を作成し、委員の承認を得たのち、議長の記名・押印をして、これを総会および理事会に提出しなければならない。

(規定の改廃)

第6条 この規定の改廃は、理事会の議決を経てこれを行う。

附則

1. この規定は、令和3年4月5日から施行する。